

新・特定操縦免許 限定解除までの流れ

※小型旅客船・遊漁船の船長となる方が対象です。



これから特定操縦免許を取得する方



令和6年3月までに特定操縦免許取得済みの方で新特定操縦免許に切り替えを希望される方



- ① 海技免状と小型船舶操縦免許の両方を有し、**現在特定操縦免許がない方で新特定操縦免許の取得を希望される方**
- ② 旧特定操縦免許を取得していたが、令和8年3月31日までの経過措置期間内に新しい特定操縦免許に切り替えを行わず、**旧特定操縦免許が抹消された方**

令和6年4月以降
【特定操縦免許講習】を受講する。
 (従来の8時間講習に実技4時間以上・学科4時間以上が追加された15時間以上の講習となります)。修了試験の合格者にのみ修了証が交付されます。

令和6年4月から2年間のうちに
【移行講習】を受講する。
 実技4時間・学科4時間以上。ただし、小型旅客船・遊漁船の船長として**3ヶ月以上の乗船履歴を有する者は実技講習が免除になります**。修了試験の合格者にのみ修了証が交付されます。

特定操縦免許講習を受講する必要がありますが、講習課程のうち、救命科目が免除されます。
 従って上記の**【移行講習】**と同じ内容になります。

免許申請

新・特定操縦免許が交付されます

必要な乗船履歴がない場合、小型旅客船・遊漁船の船長として乗船できる航行区域が**平水区域に限定**されます。

この時点で既に必要な乗船履歴があれば、同時に限定解除をすることが出来ます。

乗船履歴

航行区域の限定を解除するには、下記の乗船履歴が必要になります。

【必要な乗船履歴】
 沿海区域(限定沿海を含む)以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶において、船長・航海士又は甲板部員として**1年以上乗り組んだ履歴**



限定解除

限定解除申請をして初めて小型旅客船・遊漁船の船長として平水区域以外を航行することができますようになります。



限定解除をすると青色の背景で『特定全』と表示されるようになります。